

第 16 回シンポジウム

開催日：平成 28 年 3 月 3 日（木）14:30 ～ 17:00

場 所：弘済会館 4 階会議室「蘭」

スポーツ庁の役割とスポーツ庁への期待

- I. 基調講演 井上 仁 氏（スポーツ庁 健康スポーツ課長）（資料のみ掲載）
演題：スポーツ庁のビジョン

- II. パネルディスカッション（掲載略）
テーマ：スポーツ庁への期待
コーディネーター
野川 春夫 氏（順天堂大学 特任教授）
パネリスト
高橋 義雄 氏（筑波大学体育系 准教授）
由良 英雄 氏（スポーツ庁参事官 [民間スポーツ担当]）

- III. 質疑（掲載略）
全員参加

I. 講演

演題：スポーツ庁のビジョン

講師：井上 仁 氏（スポーツ庁 健康スポーツ課長）

平成28年3月3日

公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会
第16回 シンポジウム

スポーツ庁のビジョン

スポーツ庁 健康スポーツ課
課長 井上 仁



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY

スポーツ基本法 ～前文～

- スポーツは、**世界共通の人類の文化**
- 個人又は集団で行われる身体活動であり、**心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠**
- **スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利**
- 次代を担う青少年の**体力の向上**や**人格の形成**に大きな影響
- 地域の一体感や活力の醸成、**地域社会の再生**に寄与、健康長寿社会の実現
- 日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、**スポーツへの関心**を高める
- 我が国社会の活力を生み出し、国民経済の発展に寄与
- 国際相互理解の促進、国際平和への貢献など、我が国の**国際的地位の向上**
- スポーツに係る多様な主体の**連携と協働**による我が国のスポーツの発展を支える**好循環**
- **スポーツ立国の実現**を目指し、**国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的、計画的に推進**

スポーツ基本法 ～スポーツに関する基本理念～

「施策」ではなく、「スポーツ」の基本理念
行政だけでなく、スポーツ団体や関係者にも共通する理念として規定

1. 生涯にわたるスポーツ

→スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、
人々の権利
国民が自主的・自律的に適性・健康状態に応じて
スポーツを実施

2. 青少年のスポーツ

→生涯にわたる国民の心身の健全、豊かな人間性を
 育む基礎
 学校、スポーツ団体、家庭、地域の活動の相互
 連携により推進

3. 地域スポーツ

- 住民が主体的に協働することによりスポーツに身近に親しむ
- 人々の交流の促進、地域間の交流の基盤を形成するように推進

4. 心身の健康の保持増進、安全の確保

5. 障害者スポーツ

→ **自主的・積極的に**スポーツを行うことができる
よう必要な配慮

6. 競技水準の向上

→国際競技大会における優秀な成績を収める
ことができるよう、**施策相互の有機的な連携**
と効果的な推進

7. 国際的な交流・貢献

→国際相互理解の増進と国際平和に寄与するものとなるように推進

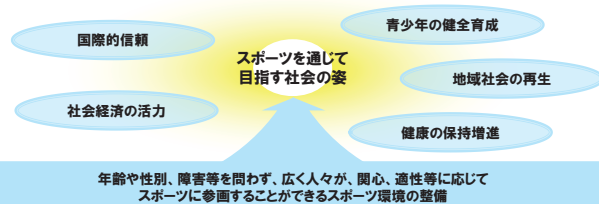
8. 公正・適切なスポーツ

国民の理解・支援
→ 不当な差別取扱いをせず、公正かつ適切に実施
→ ドーピング防止の重要性など、国民の理解支援を得るように推進

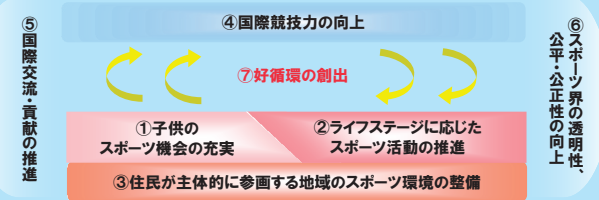
8. 公正・適切なスポーツの実施と国民の理解・支援

- 不当な差別取扱いをせず、公正かつ適切に実施
- ドーピング防止の重要性など、国民の理解支援を得るよう推進

スポーツを通じて目指す社会の姿と「スポーツ基本計画」



年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じて
スポーツに参加することができるスポーツ環境の整備



スポーツ庁創設の経緯

背景	スポーツ基本法（平成23年）の制定	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の日本開催
	スポーツを通じて「我が国主権にあり心身ともに健康で主体的な生活を送る」ということを社会の実現を目指す - 健康長寿社会の実現 - スポーツを通じた地域活性化、経済活性化	開国以来、政府よりなされた準備が必要 - 国際公約としてのスポーツによる国際関係の実施 - 国民全体へのオリンピックの普及 - 全ての選手と我々の競技力の向上 - 健常者・障害者のスポーツの一体的な推進

スポーツ基本法 附則
(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)
第2条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成26年6月 超党派スポーツ議員連盟 今後のスポーツ政策のあり方検討とスポーツ庁創設に向けた

（１）設置の意義

文部科学省、経済産業省、厚生労働省、外務省等の省庁間の重複を調整して効率化を図るとともに、新たな相乗効果を生み出すものとして、スポーツ庁を設置する。

(2) 設置形態
学校体育、生涯スポーツを含めスポーツ施策の主要部分を担ってきた文部科学省の外局として創設する。

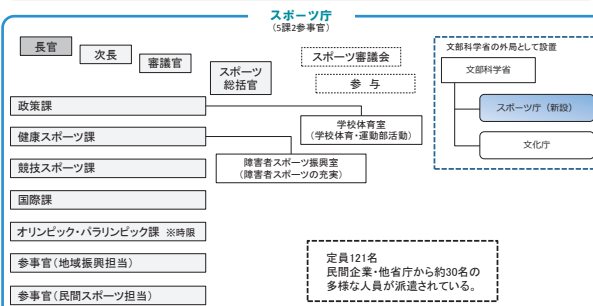
(3) スポーツ庁の所掌領域と省庁間の連携
各省庁のスポーツ施策に関する司令塔的役割を果たす。

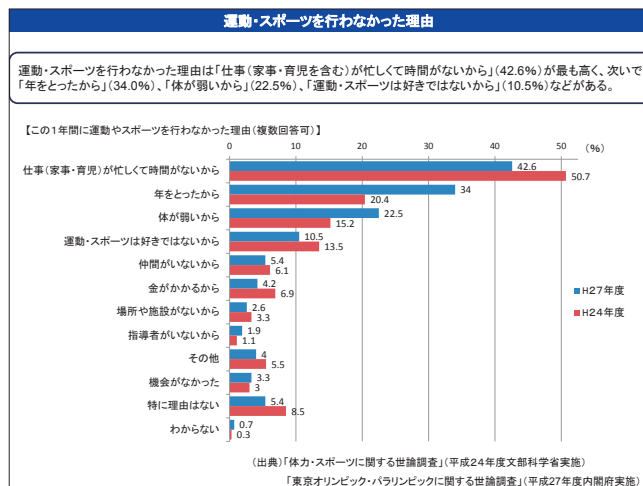
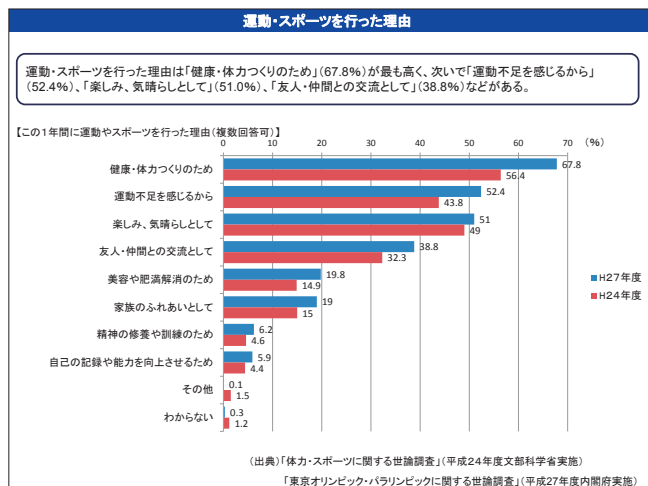
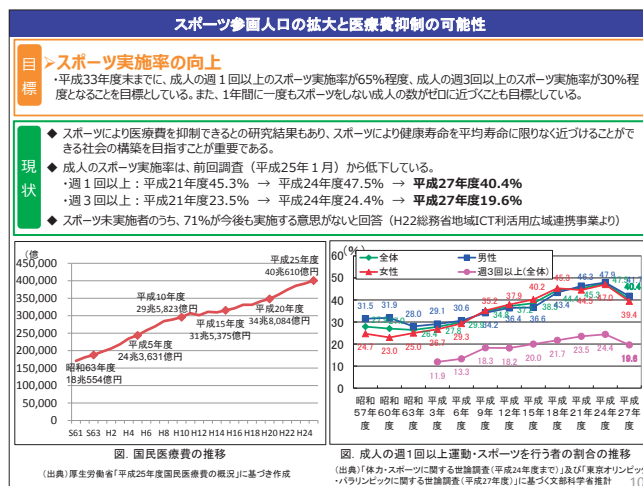
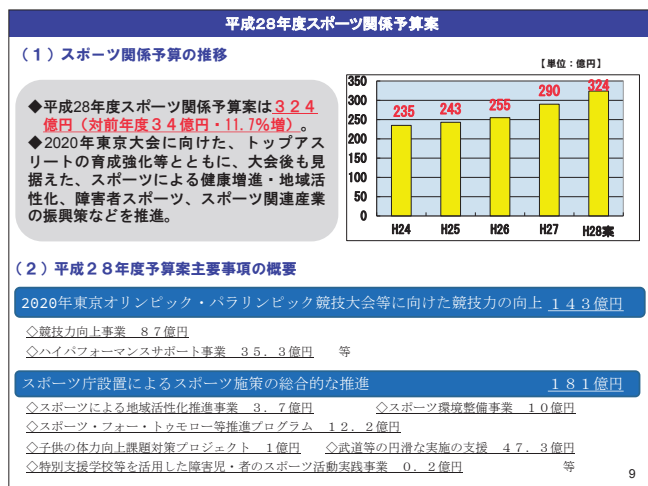
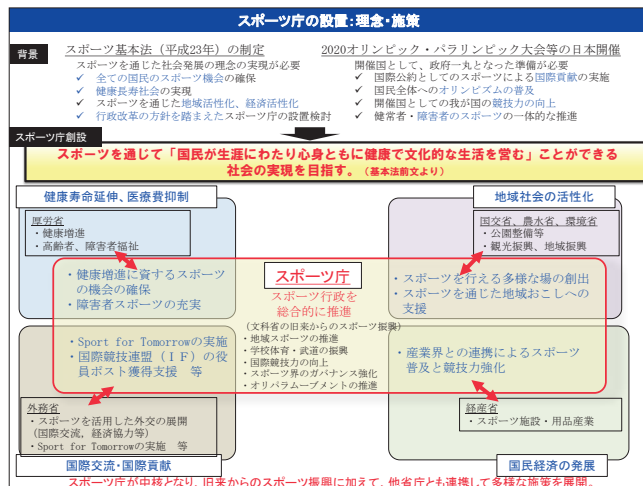
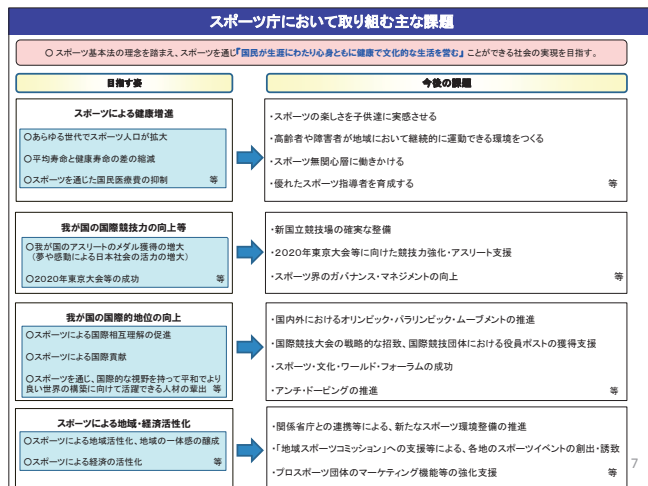
平成27年1月 平成27年度政府予算案で、本年10月のスポーツ庁の設置に必要な機構・定員を計上。

5月「文部科学省設置法の一部を改正する法律案」が全会一致で可決・成立。（施行：平成27年10月1日）

スポーツ庁の組織概要

スポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、国際競技力の向上はもとより、スポーツによる健康増進、地域・経済の活性化、国際貢献など、スポーツ行政を総合的・一体的に推進するため、文部科学省の外局として設置された組織。





スポーツによる健康増進

○スポーツによる地域活性化推進事業（スポーツを通じた健康長寿社会等の創生） （平成28年度予算額：3.3億円【拡充】）

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起するための取組を支援。

●スポーツを通じた健康都市づくり ●スポーツに無関心層へのアプローチ 等

成果を全国展開

地方自治体の「健康ポイント導入」推進

- 地域のスポーツ資源を有効活用促進
 - ✓総合型地域スポーツクラブ（市区町村設置率：80.8%）
 - ✓スポーツ推進委員（全国約5万人）
- スポーツ部局と健康福祉部局の連携促進（総合教育会議の活用等）

健康増進、医療費抑制

スポーツ実施率向上

地域スポーツ環境の充実

○スポーツ医・科学等を活用した健康増進プロジェクト （平成28年度予算額：0.2億円【新規】）

スポーツによる健康増進を推進するため、関係省庁と連携を図りながら、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づき、心身の健康の保持増進を図るための運動・スポーツに関するガイドラインの策定及びスポーツ・レクリエーションを活用した効果的なプログラム等の検討を行う。

効果 超高齢化と人口減の中でのスポーツを通じた健康増進
⇒ **健康寿命の延伸、医療費の抑制、地域コミュニティの創生、持続可能なまちづくり**

スポーツを通じた健康長寿社会等の創生

（前年度予算額：263.376千円）
28年度予算額：332.164千円

目的・要旨

「日本再興戦略」において、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されること等も踏まえ、スポーツを産業の創出・育成につなげる」との取組と併せて、地域経済の活性化や新たなビジネスモデルの展開などにもつながるよう、様々な取組を促進していくこととされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組として「スポーツ立国を目標とし、スポーツ庁を中核として、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツによる健康づくり、障害者スポーツの振興、スポーツ産業の活性化等を進める」とこととされたところである。

これらを受けて、スポーツが持っている本来の力を引き出すことにより、各地域でスポーツを活用したコミュニティを構築し、他者との協働や公正さと規律を重んじる社会、健康で活力に満ちた長寿社会、地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会を目指す。

事業内容

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起する取組などを実施することにより、スポーツによる地域の活性化を促進する。

国（補助）

地方公共団体（市町村）

中高齢者など自身の健康づくりの必要性を感じているもの、行動に移せない者などを対象として、運動・スポーツへの興味・関心を喚起するため、

- 健康ポイント等のインセンティブ付き運動・スポーツプログラムの実施
- オリンピック・パラリンピックなどを活用した各種スポーツイベント（競技体検定等）の開催
- ヘルスリテラシー（健康に関する知識・理解）向上のためのプログラムと健康運動・スポーツ教室

などの地方公共団体が行うスポーツによる健康増進の取組を支援することを通じて、運動・スポーツに対する無関心層を減らすとともに、スポーツ実施者を増やすことにより、健康寿命の延伸を図り、超高齢化や人口減少社会の進展にも対応できるスポーツを通じた地域の活性化を目指す。

スポーツを通じた健康増進・健康寿命の延伸

ス ポ ー ツ 立 国 の 実 現

健康ポイント制度の導入事例（大阪府高石市における取組）

1. ポイントの付与対象（健康づくり教室等）

ポイント付与条件

- ①健康づくり教室等への参加
 - ・健康づくり教室（※）
 - ・ウォーキング教室
 - ・ストレッチ・筋トレ・有酸素運動・軽体操等の教室
- ②歩数（歩数計を付与。歩数に応じたポイント）
- ③健康状態の改善（BMI減少、筋力増加、健診データの改善等）
- ④取組の継続（6か月間継続）
- ⑤健診データの提供

※健康づくり教室
➢参加者の体力やライフスタイルに応じ、効果が確認されたオーダーメイドの運動・食事プログラムを作成。
➢週1回、2時間程度、指導者のもとで運動。

最大獲得ポイント

200ポイント／1か月 (20ポイント／1回)	1ポイント＝1回継続
※健康づくり教室（有料）では、入会の際に1000ポイントを追加付与。	
800ポイント／1か月	
1,000ポイント／3か月	
500ポイント／6か月	
4,000ポイント／1年	

2. インセンティブ付与の方法等

ポイント利用方法	終了後のポイント付与方法	貯めたポイント全額を付与	年間最大24,000ポイント
個人利用	・ポイントと同額の 地域スーパー等の商品券 と交換（500ポイント以上） ・ Ponta（ポンタ）ポイント と交換		
地域寄付		教育指定寄附金、緑化基金指定寄付金	

障害者スポーツの普及促進

【概要】
○障害者のスポーツ実施率（成人週1回以上）：18.2% 等障害者のスポーツ環境の実態を把握するとともに、地域における普及を円滑に行うため、スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促進する。そのノウハウについて実践研究を実施。

➢障害者スポーツについて、平成26年度よりスポーツ振興の観点から強いものを厚生労働省から文部科学省に移管し、取組を強化して実施
➢「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」（平成27年8月）では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に期待される効果として最も高いのは「障害者への理解の向上」

障害者スポーツの普及・促進施策

○実践・調査研究事業

- ・障害者のスポーツ環境の把握（図1）
- ・地域における障害者スポーツ普及ノウハウの蓄積（図2）
- スポーツ関係団体と障害福祉関係団体の連携・協働体制の構築を促進 等
- ・特別支援学校等を活用した障害者スポーツの拠点づくりの推進

○日本障がい者スポーツ協会補助（厚生労働省が移管）

- ・障害者スポーツの裾野を広げる取組
- 指導者養成、広報啓発、地域の障害者スポーツ振興事業等
- ※このほか、パラリンピック等世界大会への派遣、選手の育成強化を実施。

○全国障害者スポーツ大会開催事業（厚生労働省が移管）

- 平成28年10月、若手選手第16回全国障害者スポーツ大会を開催予定。

障害者のスポーツ環境（図1）

週1回以上のスポーツ実施率（成人）
18.2%

全身体障害者・知的障害者（以下、身体・知的障害）の割合は、スポーツ参加率で最も低い。スポーツ参加率に比べて、知的障害者の割合は、最も低い。

障害者スポーツ振興体制の構築（図2）

スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各地域で連携・協働体制を構築し、障害者の地域生活の充実とスポーツ参加の促進を図る。共生社会の実現に貢献する。

国際競技力の向上

オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における我が国のトップレベル競技者の活躍は、国民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与。このため、世界で活躍できる競技者の育成・強化を積極的に推進。

<スポーツ庁のメダル獲得目標>

	2016年リオ大会	2020年東京大会
日本オリンピック委員会（JOC）	・金メダル獲得数2桁、14個程度 ・過去最高のメダル獲得数（38個）を上回る	・金メダル獲得ランキング3位（20～33個）
日本パラリンピック委員会（JPC）	・金メダル獲得ランキング10位（10個） ・メダル総獲得ランキング7位（40個）	・金メダル獲得ランキング7位（22個） ・メダル総獲得ランキング5位（92個）

【ナショナルトレーニングセンター】
トップレベル競技者が集中的・継続的に強化活動を行う拠点
【国立スポーツ科学センター】
・スポーツ医学・科学調査や選手サポート、スポーツ診療などを実施

メダル獲得に向けた支援

【NTC競技強化拠点】
・冬季、海洋・水辺系、屋外系競技、パラリンピック競技などについて既存施設を活用。

国内外の合宿などを含めたトレーニング・強化活動の支援など

【競技力向上事業】
・各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援
・2020年東京大会で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成

【マルチサポート戦略事業】
・メダル獲得が期待される競技者をターゲットとして、アスリート支援や研究開発等について、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施

我が国の国際的地位の向上

○「スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にもきわめて重要な役割を果たすものである。」（スポーツ基本法附則第4条）

【国際競技大会等を通じた発展】

国際競技大会等の積極的な招致・開催等

○オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする大規模な国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催に向けて必要な支援を実施 → 地域創生及び経済発展への貢献
○2019年ラグビーワールドカップに向けたラグビーの普及と発展によるムーブメントの推進

【国際的地位・プレゼンスの向上】

国際競技団体等における役員ポストの獲得支援

○国際的な舞台における日本人選手の十分な活躍や、国際競技大会等の数の拡大のためには、IF等における日本人役員の数を増やすことで我が国の発言力を高め、国際的なルール作り等に参画していくことが必要
○2020年に向けてIF等の日本人役員を増進を目指して「スポーツ国際関係助進会」の設置や、「国際情報戦略強化事業」を推進

【国際交流・貢献】

国際交流・国際貢献

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期として、開会式上を機として、100か国以上を招き、1,000人以上を対象に、スポーツを通じた国際協力及び交流等を推進する「スポーツ・ワールドフォーラム」プログラムを推進

オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進

○スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを国際的に広めるためのキャンペーンイベントとして「スポーツ・文化ワールドフォーラム」を、2016年に、京都と東京で開催

【スポーツ振興の土台】

○日本は、世界ドーピング防止機構（WADA）の常任理事国としてアジア地域代表を務め、世界のスポーツにおけるドーピング撲滅に向けて、国際的なアンチドーピング活動を積極的に推進。

スポーツのインテグリティ（高潔性）の確保（アンチドーピングの推進）

SPORT FOR TOMORROW **スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム** (前年度予算額: 1,224,677千円) 28年度予算額: 1,218,476千円

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値をさらに高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムに取り組みるとともに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取り組みを実施する。

①スポーツ・アカデミー形成支援事業
オリンピック・パラリンピック・ムーブメントとスポーツ科学の推進を図るため、国際的なスポーツ関係者の連携、各国の地域的なスポーツ指導者の受け入れ・養成を進めるための国際的な中核拠点を、我が国の体育・スポーツ系大学群と各国の体育・スポーツ系大学間でネットワークにより構築する。

②戦略的・二国間スポーツ国際貢献事業
青年海外協力隊等と連携し、学校体育カリキュラム等の策定支援など、途上国のスポーツ環境の整備に協力する。官民連携協力によるスポーツの国際協力コンソーシアムを構築し、各国の協力要請に迅速かつ的確に対応する。

③国際アンチ・ドーピング強化支援事業
アンチ・ドーピング活動が盛況な国々へのドーピング防止教育・研修パッケージの導入・普及、人材育成支援、それらを支える研究開発、国際会議・シンポジウムの開催等を通じて、世界のスポーツにおけるドーピングの根絶に貢献する。
「アジアアンチ・ドーピング防止活動の発展を促進するため、「アジアアンチ・ドーピング防止基金」に対し資金を拠出する。

④オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業
オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国に波及させ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に資するため、コンソーシアムを組織し、オリンピック・パラリンピアンとの交流、市民セミナー、オリンピック推進校等の取組を推進することで、オリンピック・パラリンピック教育を組織化する。

⑤学校でのオリンピック・パラリンピック理解促進事業
全国の学校でオリンピック・パラリンピックの意義・役割などの教育を促進するための指導参考資料(映像教材等)を作成する。

⑥スポーツ・デジタルアーカイブ構想調査研究事業
映像資料等を活用したスポーツに関する教育研究の促進や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の映像等に添ったデジタルアーカイブの構築に資するため、過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会等に添った資料のアーカイブ化・ネットワーク化に関する調査研究を行う。

SPORT FOR TOMORROWとは

■ SFTの概要

- ・2014年から2020年までの7年間で開発途上国をはじめとする100カ国以上・1000万人以上を対象に、日本国政府が推進するスポーツを通じた国際貢献事業。
- ・世界のよりよい未来をめざし、スポーツの価値を伝え、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントをあらゆる世代の人々に広げていく取組み。
- ・外務省、スポーツ庁及び関係諸機関による既存・新規プログラム、会員団体による認定事業で構成。

20

SPORT FOR TOMORROWとは

■ 活動領域:3つの柱



SPORT FOR TOMORROW 認定事業例紹介

SPORT FOR TOMORROW NEWS RELEASE

平成27年8月5日
スポーツ・フォー・トゥモロー事務局
(独立行政法人日本スポーツ振興センター内)

スポーツを通じた国際貢献事業「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラム

2012 ロンドン金メダリスト(ハイナルト・ボキフ選手) 2008 北京金メダリスト(オットー・ボック・ジャン、大塚切新選手)ランニングクリニック
【取材のご案内】8月21日(金)～23日(日)日本体育大学

報道関係各位
「スポーツ・フォー・トゥモロー(SFT)」は「コンソーシアム」では、オットー・ボック・ジャン(金)～23日(日)に開催する「大塚切新選手向けランニングクリニック」を、「スポーツ」を通じて実施いたします。
ランニングクリニックは、パラリンピックメダリストを指導者に迎え、ランニング初心者からアスリートまで、様々な運動レベルのランナーが参加します。
ご参加とさせていただきますが、取材の取材は受け付けません。よろしくお願ひいたします。

認定事業については、SFT事務局よりニュースリリースの配信やSFTWebサイトでの事業紹介もしております

22

オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業

オリパラ教育の必要性

- 2020年まで5年を切るなか、大会に向けた盛り上げに着手する必要。特にパラリンピックへの関心向上が課題。
- オリパラ教育は、大会そのものの興味関心の向上だけでなく、スポーツの価値への理解を深めるとともに、規範意識の涵養、国際・異文化理解、共生社会への理解にもつながる多面的な教育的価値を持つ。
- 我が国の無形のレガシーとして、オリパラ教育の全国展開が必要。

課題

- 地域によってオリパラ教育に対する関心に格差。オリパラに関する情報や教育資源にも差がある。
- 意欲的な教育機関や企業、NPO、競技団体等もあるが、効果的なマッチングに課題。
- 2020年以降も見逃さず、継続的・組織的に取り組んでいく体制が脆弱。

具体策

- 全国各地に、地域の教育機関、民間団体等を巻き込んだ「オリパラ・ムーブメント推進コンソーシアム」を形成。
- オリパラ教育に関する専門的な知見・実績を有する大学等を中核拠点として、各地域のコンソーシアムを支援。
→各地域で、オリンピック・パラリンピアンとの交流、市民セミナー、オリンピック・パラリンピック推進校等の取組を推進。(地域のスポーツ・国際交流・文化活動とも連携。)
- 各地のコンソーシアムによる連携・情報共有の促進。
→効果的な教育手法開発、指導者養成、先進事例共有等を通じ、地域の活動を促進。

アウトカム

- 大会(特にパラリンピック)の観客・ボランティア動員や全国各地における気運醸成、事前キャンプ誘致に貢献。
- 児童生徒への多様な教育効果の発揮、学生のキャリア意識の向上、高齢者の生きがいづくり活動の促進、地域の世代間交流、地域スポーツ活動の活性化



23

スポーツによる地域活性化

地域スポーツ施設の充実等、スポーツをできる多様な場を創出するとともに、スポーツによる地域活性化に取り組む「スポーツコミッション」等の活動を促進して一層進展させ、スポーツを地域資源とした地域活性化の推進を目指す。

(1) 地域のスポーツ施設の整備

事業内容

- 学校、社会及び民間体育施設の設置状況等調査を実施(平成27年度)
- スポーツ施設の整備等に関するガイドラインの策定
- 地方公共団体による地域のスポーツ施設や学校体育施設(プール、武道場)の整備を促進

I ガイドラインの策定

- (1) 施設に求められる適正な規模
- (2) 施設整備の在り方
- (3) 管理、運営の在り方 等

II 調査の実施

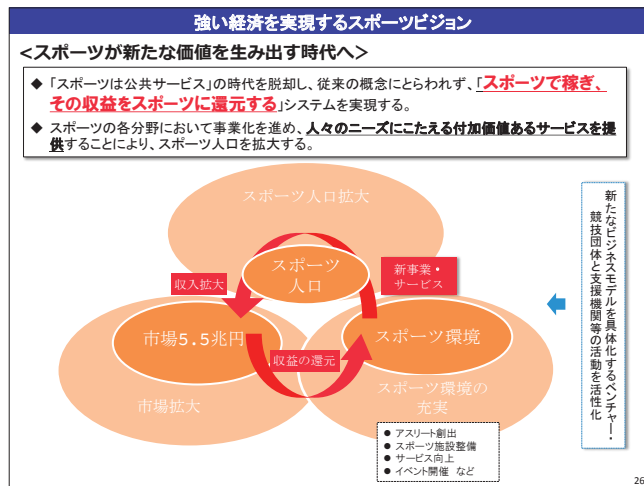
- 都道府県、市区町村を対象に施設の現状や整備の実態などに関する調査を実施。



調査結果を
フィードバック

地域活性化に資するスポーツ施設等の整備のより一層の充実

24



おわりに

スポーツ庁は、スポーツを通じて国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指し、全力で取り組んでまいります。

I. 講演

演題：スポーツ庁のビジョン

講師：井上 仁 氏（スポーツ庁 健康スポーツ課長）

平成28年3月3日

公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会
第16回 シンポジウム

スポーツ庁のビジョン

スポーツ庁 健康スポーツ課
課長 井上 仁



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY

スポーツ基本法 ～前文～

- スポーツは、**世界共通の人類の文化**
- 個人又は集団で行われる身体活動であり、**心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠**
- **スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利**
- 次代を担う青少年の**体力の向上**や**人格の形成**に大きな影響
- 地域の一体感や活力の醸成、**地域社会の再生**に寄与、健康長寿社会の実現
- 日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、**スポーツへの関心**を高める
- 我が国社会の活力を生み出し、国民経済の発展に寄与
- 国際相互理解の促進、国際平和への貢献など、我が国の**国際的地位の向上**
- スポーツに係る多様な主体の**連携と協働**による我が国のスポーツの発展を支える**好循環**
- **スポーツ立国の実現**を目指し、**国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的、計画的に推進**

スポーツ基本法 ～スポーツに関する基本理念～

「施策」ではなく、「スポーツ」の基本理念
行政だけでなく、スポーツ団体や関係者にも共通する理念として規定

1. 生涯にわたるスポーツ

→スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、
人々の権利
国民が自主的・自律的に適性・健康状態に応じて
スポーツを実施

2. 青少年のスポーツ

→生涯にわたる国民の心身の健全、豊かな人間性を育む基礎
学校、スポーツ団体、家庭、地域の活動の相互連携により推進

3. 地域スポーツ

- 住民が主体的に協働することによりスポーツに身近に親しむ
- 人々の交流の促進、地域間の交流の基盤を形成するように推進

4. 心身の健康の保持増進、安全の確保

5. 障害者スポーツ

→ **自主的・積極的に**スポーツを行うことができる
よう必要な配慮

6. 競技水準の向上

→国際競技大会における優秀な成績を収める
ことができるよう、**施策相互の有機的な連携**
と効果的な推進

7. 国際的な交流・貢献

→国際相互理解の増進と国際平和に寄与するものとなるように推進

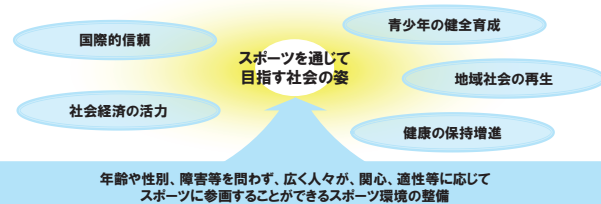
8. 公正・適切なスポーツ

国民の理解・支援
→ 不当な差別取扱いをせず、公正かつ適切に実施
→ **ドーピング防止の重要性**など、国民の理解支援を得るように推進

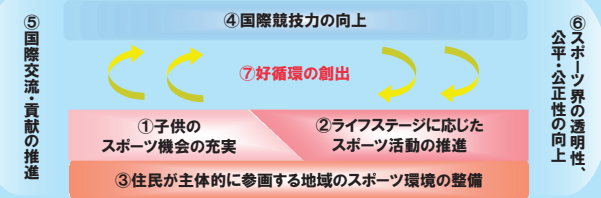
8. 公正・適切なスポーツの実施と国民の理解・支援

- 不当な差別取扱いをせず、公正かつ適切に実施
- ドーピング防止の重要性など、国民の理解支援を得るように推進

スポーツを通じて目指す社会の姿と「スポーツ基本計画」



年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じて
スポーツに参加することができるスポーツ環境の整備



スポーツ庁創設の経緯

背景	スポーツ基本法（平成23年）の制定 スポーツを通じて、国民が全国で ¹ わたり心身ともに健康で 豊かな生活を送ることを、我が国の社会の実現を目指す ・ 全ての国民のスポーツ権の確保 ・ 健康長寿社会の実現 ・ スポーツを通じた地域活性化、経済活性化	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の日本開催 開催国として、政府・民間となった準備委員会 ・ 国際公認大会としてこのスポーツによる国際貢献の実施 ・ 国民全体へのオリンピックの普及 ・ 開催国としての我が国の競技力の向上 ・ 健康者・障害者のスポーツの一体的な推進
----	---	---

スポーツ基本法 附則
(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)
第2条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成26年6月 超党派スポーツ議員連盟 今後のスポーツ政策のあり方検討とスポーツ庁創設に向けたプロジェクトチーム 議決案のまとめ

(1) 設置の意義
文部科学省、経済産業省、厚生労働省、外務省等の省庁間の連携を調整して効率化を図るとともに、新たな担当事業を生み出すものととして、スポーツ庁を設置する。

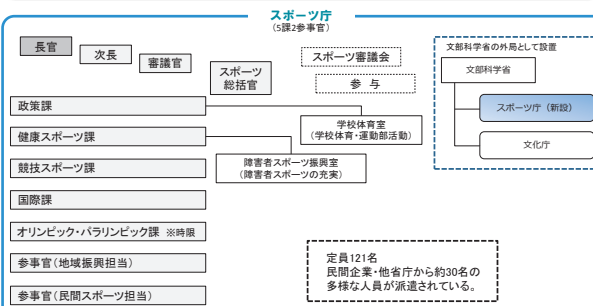
(2) 設置形態
学校体育、生涯スポーツを含めスポーツ施策の主要部分を担ってきた文部科学省の外局として設置。
(3) スポーツ庁の所管領域と省庁間の連携
各省庁のスポーツ施策に関する司令塔の役割を果たす。

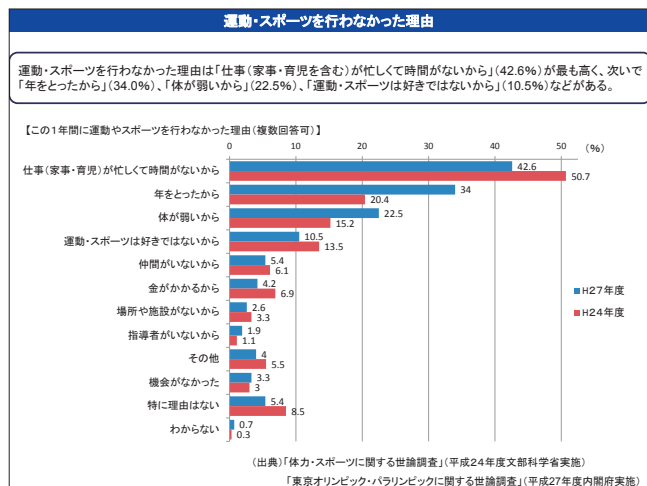
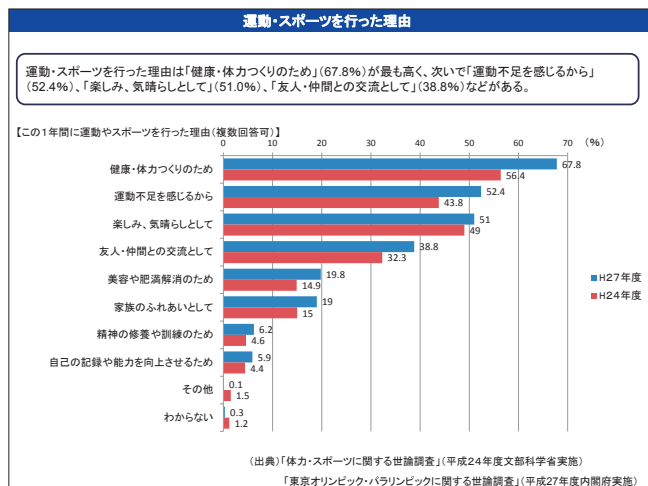
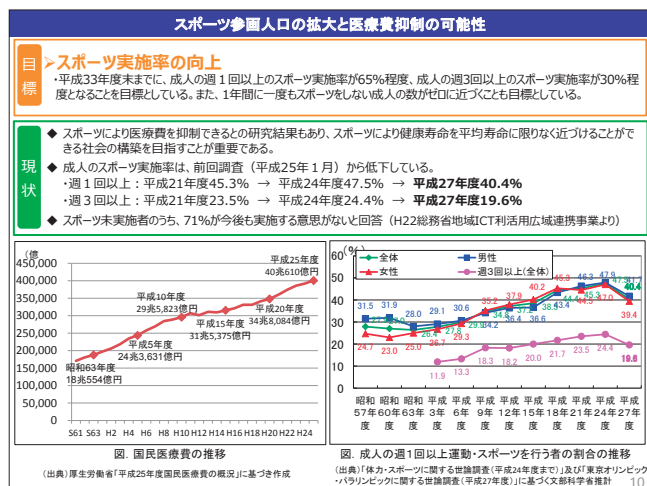
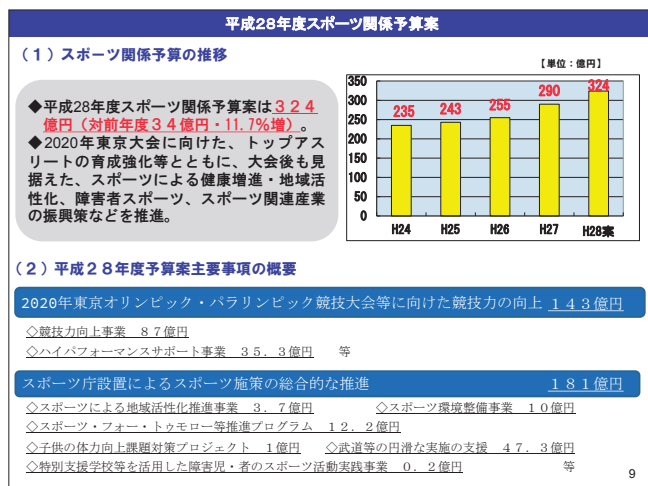
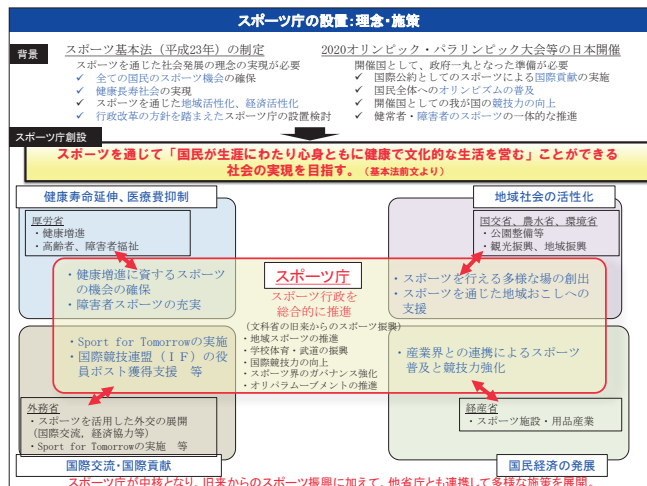
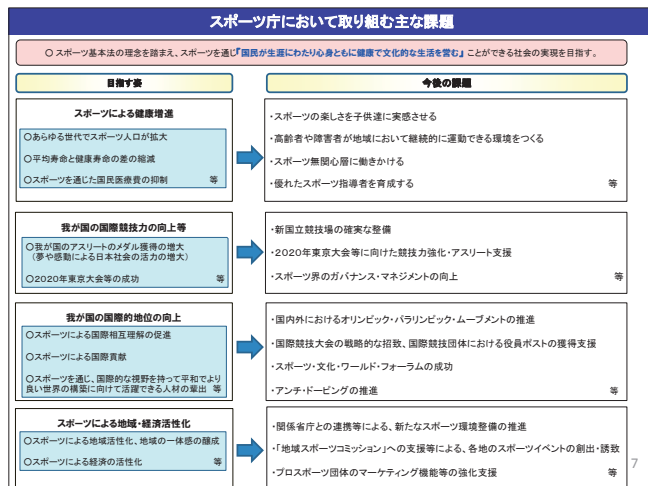
平成27年1月 平成27年度政府予算案で、本年10月のスポーツ庁の設置に必要な機構・定員を計上。

5月 「文部科学省設置法の一部を改正する法律案」が全会一致で可決・成立。（施行：平成27年10月1日）

スポーツ庁の組織概要

スポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、国際競技力の向上はもとより、スポーツによる健康増進、地域・経済の活性化、国際貢献など、スポーツ行政を総合的・一体的に推進するため、文部科学省の外局として設置された組織。





スポーツによる健康増進

○スポーツによる地域活性化推進事業（スポーツを通じた健康長寿社会等の創生） （平成28年度予算額：3.3億円【拡充】）

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起するための取組を支援。

●スポーツを通じた健康都市づくり ●スポーツに無関心層へのアプローチ 等

成果を全国展開

地方自治体の「健康ポイント導入」推進

- 地域のスポーツ資源を有効活用促進
 - ✓総合型地域スポーツクラブ（市区町村設置率：80.8%）
 - ✓スポーツ推進委員（全国約5万人）
- スポーツ部局と健康福祉部局の連携促進（総合教育会議の活用等）

健康増進、医療費抑制
 スポーツ実施率向上
 地域スポーツ環境の充実

○スポーツ医・科学等を活用した健康増進プロジェクト （平成28年度予算額：0.2億円【新規】）

スポーツによる健康増進を推進するため、関係省庁と連携を図りながら、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づき、心身の健康の保持増進を図るための運動・スポーツに関するガイドラインの策定及びスポーツ・レクリエーションを活用した効果的なプログラム等の検討を行う。

効果 超高齢化と人口減の中でのスポーツを通じた健康増進
⇒ **健康寿命の延伸、医療費の抑制、地域コミュニティの創生、持続可能なまちづくり**

スポーツを通じた健康長寿社会等の創生

（前年度予算額：263.376千円）
28年度予算額：332.164千円

目的・要旨

「日本再興戦略」において、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されること等も踏まえ、スポーツを産業の創出・育成につなげる」との取組と併せて、地域経済の活性化や新たなビジネスモデルの展開などにもつながるよう、様々な取組を促進していくこととされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組として「スポーツ立国を目標とし、スポーツ庁を中核として、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツによる健康づくり、障害者スポーツの振興、スポーツ産業の活性化等を進める」とこととされたところである。

これらを受けて、スポーツが持っている本来の力を引き出すことにより、各地域でスポーツを活用したコミュニティを構築し、他者との協働や公正さと規律を重んじる社会、健康で活力に満ちた長寿社会、地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会を目指す。

事業内容

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起する取組などを実施することにより、スポーツによる地域の活性化を促進する。

国（補助）

地方公共団体（市町村）

中高齢者など自身の健康づくりの必要性を感じているもの、行動に移せない者などを対象として、運動・スポーツへの興味・関心を喚起するため、

- 健康ポイント等のインセンティブ付き運動・スポーツプログラムの実施
- オリンピック・パラリンピックなどを活用した各種スポーツイベント（競技体検定等）の開催
- ヘルスリテラシー（健康に関する知識・理解）向上のためのプログラムと健康運動・スポーツ教室

などの地方公共団体が行うスポーツによる健康増進の取組を支援することを通じて、運動・スポーツに対する無関心層を減らすとともに、スポーツ実施者を増やすことにより、健康寿命の延伸を図り、超高齢化や人口減少社会の進展にも対応できるスポーツを通じた地域の活性化を目指す。

スポーツを通じた健康増進・健康寿命の延伸

スポーツ立国の実現

健康ポイント制度の導入事例（大阪府高石市における取組）

1. ポイントの付与対象（健康づくり教室等）

ポイント付与条件

- ①健康づくり教室等への参加
 - ・健康づくり教室（※）
 - ・ウォーキング教室
 - ・ストレッチ・筋トレ・有酸素運動・軽体操等の教室
- ②歩数（歩数計を付与。歩数に応じたポイント）
- ③健康状態の改善（BMI減少、筋力増加、健診データの改善等）
- ④取組の継続（6か月間継続）
- ⑤健診データの提供

※健康づくり教室
➢参加者の体力やライフスタイルに応じ、効果が確認されたオーダーメイドの運動・食事プログラムを作成。
➢週1回、2時間程度、指導者のもとで運動。

最大獲得ポイント

200ポイント／1か月 (20ポイント／1回)	1ポイント＝1回継続
※健康づくり教室（有料）では、入会の際に1000ポイントを追加付与。	
800ポイント／1か月	
1,000ポイント／3か月	
500ポイント／6か月	
4,000ポイント／1年	

2. インセンティブ付与の方法等

ポイント利用方法	終了後のポイント付与方法	貯めたポイント全額を付与	年間最大24,000ポイント
個人利用	・ポイントと同額の 地域スーパー等の商品券 と交換（500ポイント以上） ・ Ponta（ポンタ）ポイント と交換		
地域寄付		教育指定寄附金、緑化基金指定寄付金	

障害者スポーツの普及促進

【概要】
○障害者のスポーツ実施率（成人週1回以上）：18.2% 等障害者のスポーツ環境の実態を把握するとともに、地域における普及を円滑に行うため、スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促進する。そのノウハウについて実践研究を実施。

➢障害者スポーツについて、平成26年度よりスポーツ振興の観点から強いものを厚生労働省から文部科学省に移管し、取組を強化して実施
➢「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」（平成27年8月）では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催で期待される効果として最も高いのは「障害者への理解の向上」

障害者スポーツの普及・促進施策

○**実践・調査研究事業**

- ・障害者のスポーツ環境の把握（図1）
- ・地域における障害者スポーツ普及の蓄積（図2）
- スポーツ関係団体と障害福祉関係団体の連携・協働体制の構築を促進 等
- ・特別支援学校等を活用した障害者スポーツの拠点づくりの推進

○**日本障がい者スポーツ協会補助（厚生労働省が移管）**

- ・障害者スポーツの裾野を広げる取組
- 指導者養成、広報啓発、地域の障害者スポーツ振興事業等
- ※このほか、パラリンピック等世界大会への派遣、選手の育成強化を実施。

○**全国障害者スポーツ大会開催事業（厚生労働省が移管）**

- 平成28年10月、若手選手で第16回全国障害者スポーツ大会を開催予定。

障害者のスポーツ環境（図1）

週1回以上のスポーツ実施率（成人）
18.2%

全身体障害者・知的障害者（67）のうち、スポーツ施設に所属する者（スポーツ施設に所属しているのは、東京府、佐賀県、鳥取県、徳島県）

障害者スポーツ振興体制の構築（図2）

スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各々でスポーツ活動を実施

スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各地域で連携・協働体制を構築し、障害者の地域生活の充実とスポーツの普及を図る。共生社会の実現に貢献。

国際競技力の向上

オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における我が国のトップレベル競技者の活躍は、国民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与。このため、世界で活躍できる競技者の育成・強化を積極的に推進。

<スポーツ庁のメダル獲得目標>

	2016年リオ大会	2020年東京大会
日本オリンピック委員会（JOC）	・金メダル獲得数2桁、14個程度 ・過去最高のメダル獲得数（38個）を上回る	・金メダル獲得ランキング3位（20～33個）
日本パラリンピック委員会（JPC）	・金メダル獲得ランキング10位（10個） ・メダル総獲得ランキング7位（40個）	・金メダル獲得ランキング7位（22個） ・メダル総獲得ランキング5位（92個）

【ナショナルトレーニングセンター】
トップレベル競技者が集中的・継続的に強化活動を行う拠点
【国立スポーツ科学センター】
・スポーツ医学・科学調査や選手サポート、スポーツ診療などを実施

メダル獲得に向けた支援

3:10トレーニング 競技者を多方面から支援

支援

【NTC競技強化拠点】
・冬季、海洋・水辺系、屋外系競技、パラリンピック競技などについて既存施設を活用。

支援

国内外の合宿などを含めたトレーニング・強化活動の支援など

【競技力向上事業】

- ・各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援
- ・2020年東京大会で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成

【マルチサポート戦略事業】

- ・メダル獲得が期待される競技者をターゲットとして、アスリート支援や研究開発等について、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施

我が国の国際的地位の向上

○「スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にもきわめて重要な役割を果たすものである。」（スポーツ基本法前文抜粋）

【国際競技大会等を通じた発展】

国際競技大会等の積極的な招致・開催等

○オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする大規模な国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催に向けて必要な支援を実施 → 地域創生及び経済発展への貢献

○2019年ラグビーワールドカップに向けたラグビーの普及と発展によるムーブメントの推進

【国際的地位・プレゼンスの向上】

国際競技団体等における役員ポストの獲得支援

○国際的な舞台における日本人選手の十分な活躍や、国際競技大会等の数の拡大のためには、IF等における日本人役員の数を増やすことで我が国の発言力を高め、国際的なルール作り等に参画していくことが必要

○2020年に向けてIF等の日本人役員を増進を目指して「スポーツ国際関係助進基金」の設置や、「国際情報戦略強化事業」を推進

【国際交流・貢献】

国際交流・国際貢献

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期として、開会式上を機として、100か国以上を招き、1,000人以上を対象に、スポーツを通じた国際協力及び交流等を推進する「スポーツ・ワールドフォーラム」プログラムを推進

オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進

○スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを国際的に広めるためのキャンペーンイベントとして「スポーツ・文化ワールドフォーラム」を、2016年に、京都と東京で開催

【スポーツ振興の土台】

○日本は、世界ドーピング防止機構（WADA）の常任理事国としてアジア地域代表を務め、世界のスポーツにおけるドーピング撲滅に向けて、国際的なアンチドーピング活動を積極的に推進。

スポーツのインテグリティ（高潔性）の確保（アンチドーピングの推進）

SPORT FOR TOMORROW **スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム** (前年度予算額: 1,224,677千円) 28年度予算額: 1,218,476千円

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値をさらに高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムに取り組みるとともに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取り組みを実施する。

①スポーツ・アカデミー形成支援事業
オリンピック・パラリンピック・ムーブメントとスポーツ科学の推進を図るため、国際的なスポーツ・アカデミーの推進、各国の地域的なスポーツ指導者の受け入れ・養成を進めるための国際的な中核拠点を、我が国の体育・スポーツ系大学群と各国の体育・スポーツ系大学間でネットワークにより構築する。

②戦略的・二国間スポーツ国際貢献事業
青年海外協力隊等と連携し、学校体育カリキュラム等の策定支援など、途上国のスポーツ環境の整備に協力する。官民連携協力によるスポーツの国際協力コンソーシアムを構築し、各国の協力要請に迅速かつ的確に対応する。

③国際アンチ・ドーピング強化支援事業
アンチ・ドーピング活動が盛況な国々へのドーピング防止教育・研修パッケージの導入・普及、人材育成支援、それらを支える研究開発、国際会議・シンポジウムの開催等を通じて、世界のスポーツにおけるドーピングの根絶に貢献する。
「アジアアンチ・ドーピング防止活動の発展を促進するため、「アジアアンチ・ドーピング防止基金」に対し資金を拠出する。

④オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業
オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国に波及させ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に資するため、コンソーシアムを組織し、オリンピック・パラリンピアンとの交流、市民セミナー、オリンピック推進校等の取組を推進することで、オリンピック・パラリンピック教育を組織化する。

⑤学校でのオリンピック・パラリンピック理解促進事業
全国の学校でオリンピック・パラリンピックの意義・役割などの教育を促進するための指導参考資料(映像教材等)を作成する。

⑥スポーツ・デジタルアーカイブ構想調査研究事業
映像資料等を活用したスポーツに関する教育研究の促進や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の映像等に添ったデジタルアーカイブの構築に資するため、過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会等に添った資料のアーカイブ化・ネットワーク化に関する調査研究を行う。

SPORT FOR TOMORROWとは

■ SFTの概要

- ・2014年から2020年までの7年間で開発途上国をはじめとする100カ国以上・1000万人以上を対象に、日本国政府が推進するスポーツを通じた国際貢献事業。
- ・世界のよりよい未来をめざし、スポーツの価値を伝え、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントをあらゆる世代の人々に広げていく取組み。
- ・外務省、スポーツ庁及び関係諸機関による既存・新規プログラム、会員団体による認定事業で構成。

20

SPORT FOR TOMORROWとは

■ 活動領域:3つの柱



SPORT FOR TOMORROW 認定事業例紹介

SPORT FOR TOMORROW NEWS RELEASE

平成27年8月5日
スポーツ・フォー・トゥモロー事務局
(独立行政法人日本スポーツ振興センター内)

スポーツを通じた国際貢献事業「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラム

2012 ロンドン金メダリスト(ハイナルト・ボグナー選手、2008 北京金メダリスト・オットー・ボック・ジャン、大塚切新選手)向けランニングクリニック
【取材のご案内】8月21日(金)～23日(日) 日本体育大学

報道関係各位
「スポーツ・フォー・トゥモロー(SFT)」は「コンソーシアム」では、オットー・ボック・ジャン(金)～23日(日)に開催する「大塚切新選手向けランニングクリニック」を、「スポーツ」を通じて実施いたします。
クリニック当日は、パラリンピックメダリストを指導者に加え、ランニング初心者からアスリートまで、様々な運動レベルのランニング者12名が参加します。
ご来場お待ちしております。ご来場の詳細は下記のとおりです。

ランニングクリニック
～ロンドン金メダリストと一緒に走る～

日本体育大学で開催される大塚切新選手向けランニングクリニック。2012年ロンドン金メダリスト・オットー・ボック・ジャン、2008年北京金メダリスト・オットー・ボック・ジャン、大塚切新選手が指導者として参加。

認定事業については、SFT事務局よりニュースリリースの配信やSFTWebサイトでの事業紹介もしております

22

オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業

オリパラ教育の必要性

- 2020年まで5年を切るなか、大会に向けた盛り上げに着手する必要。特にパラリンピックへの関心向上が課題。
- オリパラ教育は、大会そのものの興味関心の向上だけでなく、スポーツの価値への理解を深めるとともに、規範意識の涵養、国際・異文化理解、共生社会への理解にもつながる多面的な教育的価値を持つ。
- 我が国の無形のレガシーとして、オリパラ教育の全国展開が必要。

課題

- 地域によってオリパラ教育に対する関心に格差。オリパラに関する情報や教育資源にも差がある。
- 意欲的な教育機関や企業、NPO、競技団体等もあるが、効果的なマッチングに課題。
- 2020年以降も見逃さず、継続的・組織的に取り組んでいく体制が脆弱。

具体策

- 全国各地に、地域の教育機関、民間団体等を巻き込んだオリパラ・ムーブメント推進コンソーシアムを形成。
- オリパラ教育に関する専門的な知見・実績を有する大学等を中核拠点として、各地域のコンソーシアムを支援。
→各地域で、オリンピック・パラリンピアンとの交流、市民セミナー、オリンピック・パラリンピック推進校等の取組を推進。(地域のスポーツ・国際交流・文化活動とも連携。)
- 各地のコンソーシアムによる連携・情報共有の促進。
→効果的な教育手法開発、指導者養成、先進事例共有等を通り、地域の活動を促進。

アウトカム

- 大会(特にパラリンピック)の観客・ボランティア動員や全国各地における気運醸成、事前キャンプ誘致に貢献。
- 児童生徒への多様な教育効果の発揮、学生のキャリア意識の向上、高齢者の生きがいづくり活動の促進、地域の世代間交流、地域スポーツ活動の活性化



23

スポーツによる地域活性化

地域スポーツ施設の充実等、スポーツをできる多様な場を創出するとともに、スポーツによる地域活性化に取り組む「スポーツコミッション」等の活動を促進して一層進展させ、スポーツを地域資源とした地域活性化の推進を目指す。

(1) 地域のスポーツ施設の整備

事業内容

- 学校、社会及び民間体育施設の設置状況等調査を実施(平成27年度)
- スポーツ施設の整備等に関するガイドラインの策定
- 地方公共団体による地域のスポーツ施設や学校体育施設(プール、武道場)の整備を促進

I ガイドラインの策定

- (1) 施設に求められる適正な規模
- (2) 施設整備の在り方
- (3) 管理、運営の在り方 等

II 調査の実施

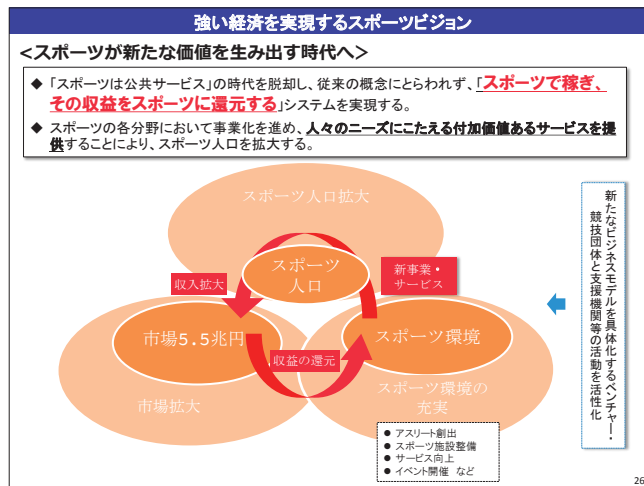
- 都道府県、市区町村を対象に施設の現状や整備の実態などに関する調査を実施。



調査結果を
フィードバック

地域活性化に資するスポーツ施設等の整備のより一層の充実

24



おわりに

スポーツ庁は、スポーツを通じて国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指し、全力で取り組んでまいります。